

郵政民営化委員会（第13回）議事要旨

日時：平成18年11月1日（水） 9：57～12：20

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員5名のうち、3名出席。大田委員、増田委員欠席）

- 最初の議題として、日本郵政公社による株式会社ANA&JPエクスプレスに対する出資の総務大臣の認可に当たって、本年4月12日に郵政民営化委員会が提出した意見に基づき、総務省から当委員会に報告があった「株式会社ANA&JPエクスプレスの事業運営の状況」について（資料1）、事務局から説明があった。
- その後、郵便貯金銀行の新規業務に関する調査審議として、事前に送付した「銀行関係者に対する質問事項」（資料2）を踏まえ、金融機関関係者から意見聴取を行った。
- まず、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会から、それぞれ資料3～5に沿って、
 - ・全銀協が実施したアンケートによれば、政府出資があれば国の暗黙の保証があるという利用者の認識は強い。
 - ・「暗黙の政府保証」については、お客様に正しい情報を周知することが重要。
 - ・日本郵政グループより、規模を縮小しつつ、民間市場に溶け込むための具体的なプランが早期に提示される必要がある。
 - ・資金調達における優位性、規模の問題を踏まえると、預金肥大化の防止、貸出に対する厳格な制限が必要。全銀システムへの接続については、預金肥大化の防止の観点から慎重な検討を行う。
 - ・上場に向けた市場評価については、一般論として、業務の効率化を進めつつ、現行業務のきめ細かな提供を行うことで、得ていくべき。
 - ・新規業務展開にあたっては、新会社法、バーゼルⅡ、金融商品取引法等を踏まえた内部統制、コンプライアンス態勢の整備が喫緊の課題であるほか、4事業会社間及び各種業務を取り扱う郵便局会社における情報遮断・管理その他弊害防止措置の徹底等が重要。
 - ・巨大な規模の資金が地方の金融市場に参入すれば、さらなる供給過剰をもたらし、結果として金利、手数料のダンピング競争を引き起こすことを懸念。
 - ・郵便局会社についても、新規業務の取り扱いによる地域の中小企業に及ぼす影響を考慮し、節度ある経営の姿勢が求められる。等の意見が述べられた。

これに続き、委員との間で、

 - ・「暗黙の政府保証」に関する実証データの有無や、預金者のパーセプション（認識）を改める方法
 - ・業務遂行態勢の整備と金融庁による検査監督

等に関する質疑があった。

○ 続いて、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及び農林中央金庫から、資料6及び資料7（全国信用金庫協会は資料提出なし）に沿って、

- ・ 政府出資が残る間は、「暗黙の政府保証」が存在することから、新規業務進出は認めるべきでない。
- ・ 郵便貯金銀行の規模の大きさにより、スケールメリットが働き、低コストによる競争力の優位性がある。この規模は、国営時代の政府保証等により築かれたものであり、競争条件の対等性の観点からも規模縮小を図るべき。
- ・ 地域金融は市場も非常に小さく、また地域金融機関は経営の選択肢も限定的であることから、郵貯が個人・中小企業向けローン等の新規事業により地域金融市場に参入することは地域金融の混乱を招き、ひいては地域経済に影響を与える。
- ・ 資金規模からして、メガバンクと同等の内部統制やコンプライアンス態勢の整備が必要。
- ・ 郵政各社との協働については、今後のビジネスモデルが未知であることから、現時点で具体的に想定することは困難。

等の意見が述べられた。

これに続き、委員との間で、

- ・ 「暗黙の政府保証」に関する実証データの有無や、預金者のパーセプション（認識）を改める方法
- ・ 金融機関における資金規模と利益率指標、内部調整コストとの関係
- ・ 上場にあたっての株価と業務拡大の関係

等に関する質疑があった。

○ 次回委員会は、別途事務局から連絡することとした。

（注）以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧下さい。